

【児童（子ども）の権利に関する条約一覧】

前文	第26条	社会保障への権利	
第I部	第27条	生活水準への権利	
第1条	子どもの定義	第28条	教育への権利
第2条	差別の禁止	第30条	少数者・先住民の子どもの権利
第3条	子どもの最善の利益	第31条	休息・余暇、遊び、文化的・芸術的 生活への参加
第4条	締約国の実施義務	第32条	経済的搾取・有害労働からの保護
第5条	親の指導の尊重	第33条	麻薬・向精神薬からの保護
第6条	生命への権利 生存・発達の確保	第34条	性的搾取・虐待からの保護
第7条	名前・国籍を守る権利、親を知り養 育される権利	第35条	誘拐・売買・取引の防止
第8条	アイデンティティの保全	第36条	他のあらゆる形態の搾取からの保護
第9条	親からの分離禁止と分離ための手続 き	第37条	死刑・拷問等の禁止、自由を奪われ れた子どもの適正な取り扱い
第10条	家族再会のための出入国	第38条	武力紛争における子どもの保護
第11条	国外不法移送・不返還の防止	第39条	犠牲になった子どもの心身の回復
第12条	意見表明権	第40条	少年司法
第13条	表現・情報の自由	第41条	既存の権利の確保
第14条	思想・良心・宗教の自由	第II部	
第15条	結社・集会の自由	第42条	条約広報義務
第16条	プライバシー・通信・名誉の保護	第43条	子どもの権利委員会の設置
第17条	マスメディアへのアクセス	第44条	締約国の報告義務
第18条	親の第一次的養育責任と国の援助	第45条	委員会の作業方法
第19条	親による虐待・放任・搾取からの保 護	第III部	
第20条	家庭環境を奪われた子どもの養護	第46条	署名
第21条	養子縁組	第47条	批准
第22条	難民の子どもの保護・援助	第48条	加入
第23条	障害児の権利	第49条	効力発生
第24条	健康・医療への権利	第50条	改正
第25条	医療施設等に措置された子どもの定 期的審査	第51条	留保
		第52条	廃棄
		第53条	寄託
		第54条	正文

【児童（子ども）の権利に関する条約】を読む

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者または家族の構成員の地位、活動、表明した意見または、信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは国のちがいや、男か女か、どのようなことばをつかうか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

Article 2

- 1 States Parties shall respect and ensure the rights set forth in the present Convention to each child within their jurisdiction without discrimination of any kind, irrespective of the child's or his or her parent's or legal guardian's race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national, ethnic or social origin, property, disability, birth or other status.
- 2 States Parties shall take all appropriate measures to ensure that the child is protected against all forms of discrimination or punishment on the basis of the status, activities, expressed opinions, or beliefs of the child's parents, legal guardians, or family members.

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他のものの権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護者及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のため施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を斬新的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非職字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、発展途上国の必要を考慮する。

第28条【教育を受ける権利】

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

Article 28

- 1 States Parties recognize the right of the child to education, and with a view to achieving this right progressively and on the basis of equal opportunity they shall , in particular: a) Make primary education compulsory and available free to all; b) Encourage the development of different forms of

secondary education, including general and vocational education, make them available and accessible to every child, and take appropriate measures such as the introduction of free education and offering financial assistance in case of need; c) Make higher education accessible to all on the basis of capacity by every appropriate means; d) Make educational and vocational information and guidance available and accessible to all children; e) Take measures to encourage regular attendance at school and the reduction of drop-out rates.

2 States Parties shall take all appropriate measures to ensure that school discipline is administered in a manner consistent with the child's human dignity and in conformity with the present Convention.

3 States Parties shall promote and encourage international co-operation in matters relating to education, in particular with a view to contributing to the elimination of ignorance and illiteracy throughout the world and facilitating access to scientific and technical knowledge and modern teaching methods. In this regard, particular account shall be taken of the needs of developing countries.

[ユニセフと世界のともだち 日本ユニセフ協会発行より一部引用]